

半田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく補装具費の支給、補装具の販売又は修理を行う事業者（以下「補装具業者」という。）の登録、補装具費の代理受領等について必要な事項を定めるものとする。

(事業者の登録)

第2条 補装具業者は、登録を受けようとするときは、補装具業者登録申請書（様式第1）に補装具費支給における誓約書兼代理受領申出書（様式第2）を添えて市長に提出しなければならない。

2 補装具業者は、前項の登録を受けるにあたり、あらかじめ半田市指名競争入札参加資格審査事務取扱要綱第2条に定める資格審査を受けていなければならない。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請書を受理した場合は、速やかに審査を行い、申請を適当と認めるときは第1項の登録を行うものとし、申請が適当と認められないときは、登録しないものとする。

(登録の通知)

第3条 市長は、前条第3項の規定により登録したときは、補装具業者登録通知書（様式第3）により当該登録を受けた補装具業者（以下「登録事業者」という。）に通知するものとし、登録をしないときは、補装具業者登録却下通知書（様式第4）により、その理由を示して、その旨を登録申請を行った補装具業者に通知しなければならない。

(登録事業者に係る情報提供)

第4条 市長は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げるものを障がい者等に提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 取り扱う補装具の種類
- (3) その他市長が必要と認める事項

(変更等の届出)

第5条 登録事業者は、登録事項に変更を生じたときは補装具業者登録変更届出書（様式

第5)により、当該事業を廃止、休止又は再開する場合は、補装具業者事業廃止(休止・再開)届出書(様式第6)により速やかに市長に届け出なければならない。

(報告等)

第6条 市長は、補装具費の支給に関して必要があると認めるときは、補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者に対し、報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該職員に関係者に対して質問させ、又は補装具の販売若しくは修理を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の質問又は検査を行う場合においては、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 補装具費の請求に関し不正があったとき。
- (2) 補装具業者が不正の手段により、第2条の登録を受けたとき。
- (3) 補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者が、前条の規定による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。

(補装具の製作等)

第8条 登録事業者は、市長の発行する補装具費支給券の交付を受けた障がい者又は障がい児の保護者(以下「補装具費支給対象障がい者等」という。)と補装具の販売又は修理について契約を締結した場合は、その処方に基づき、補装具の販売又は修理を行うものとする。

- 2 補装具費支給対象障がい者等に補装具を引き渡すにあたり、市長が別に定める場合を除き、登録事業者は身体障がい者更生相談所等の適合判定・検査を経た後でなければ、引き渡してはならない。
- 3 前項の適合判定・検査の結果、その補装具が補装具費支給対象障がい者等に適合しないと認められた場合は、市長は不備な箇所を指摘して登録事業者の負担においてこれを改善させることができる。

(補装具費の代理受領)

第9条 市長は、補装具費支給対象障がい者等からの委任に基づき、当該補装具費支給対象障がい者等に支給されるべき額の限度において、当該補装具費支給対象障がい者等に代わり、補装具費を当該登録事業者に支払うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、補装具費支給対象障がい者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、その提供した補装具について、前項の規定により、補装具費支給対象障がい者等に代わって補装具費の支払を受ける場合は、当該補装具を提供した際に、当該補装具費支給対象障がい者等から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 4 登録事業者は、補装具の提供に要した費用につき、前項の利用者負担額の支払を受けるとき、当該支払をした補装具費支給対象障がい者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第10条 登録事業者は、市長に対して補装具費を請求する場合には代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状(様式第7)に補装具費支給券を添えて請求しなければならない。

- 2 市長は、登録事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(補装具引き渡し後の改善)

第11条 補装具の引き渡し後、身体障がい者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、市長は登録事業者に第8条第3項の規定に準じて改善させることができる。

- 2 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的若しくは病理的变化により生じた不適合及び目的外使用、取扱不良等のために生じた破損若しくは不適合を除き、引渡し後9月以内に生じた破損又は不適合は、登録事業者の負担においてこれを改善するものとする。ただし、厚生労働省告示第528号の別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後3月以内に生じた破損又は不適合(上記災害等により免責となる事由を除く。)の場合に適用するものとする。

(不正利得の徴収等)

第12条 市長は、補装具費支給対象障がい者等又は登録事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき又は関係法令等の規定に違反したときは、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(関係帳簿等の保存)

第13条 登録事業者は、補装具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を5年間保存するものとする。

(登録期間)

第14条 登録の有効期間は、第3条に定める通知のあった日から当該年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第15条 前条の有効期間満了前1月前までに市長又は登録事業者から何らかの意思表示が行われなときは、有効期間満了の翌日において向こう1年間順次登録を更新したものとみなす。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

補装具業者登録申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

半田市における補装具業者として登録を受けたいので、半田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第2条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

フリガナ				
事業所名称				
フリガナ				
代表者の氏名 (事業所)				
事業所の所在地	(〒 -)			
連絡先	電話番号		FAX番号	
取扱補装具種目 (取扱をする種目の左に ○印を記入してください)	義肢		盲人安全つえ	
	装具		義眼	
	座位保持装置		眼鏡 (色めがねを除く)	
	補聴器		歩行器	
	車椅子 (オーダーメイド)		歩行補助つえ (一本つえを除く)	
	車椅子 (レディメイド)		座位保持いす(障がい児のみ)	
	電動車椅子		起立保持具 (障がい児のみ)	
	重度障がい者用意思伝達装置		頭部保持具 (障がい児のみ)	
		排便補助具 (障がい児のみ)		

様式第2（第2条関係）

補装具費支給における誓約書兼代理受領申出書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費支給について、当社は次のとおり取り扱うことを誓約します。

- 1 補装具引渡しの際には、補装具費支給券に記載されている利用者負担額を受領し、領収書を発行します。
- 2 補装具費の請求の際には、補装具費支給券に代理受領に係る補装具費支払請求書（兼委任状）を添付します。
- 3 引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のため生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、当社の責任において改善します。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理基準に規定されていない修理のうち軽微なものについて、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）は、当社の責任において改善します。

また、費用徴収において、当社は代理受領を行います。

年 月 日

（あて先）半田市長 様

所在地

事業者名称

代表者氏名

電話（ — — ）

様式第3（第3条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

補装具業者登録通知書

年 月 日付けで届出があった、半田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第2条の規定に基づく登録について、次のとおり完了しましたので通知します。

記

1 事業者に関する登録

(1) 名 称

(2) 代表者

(3) 所在地

2 事業所に関する登録

(1) 名 称

(2) 代表者

(3) 所在地

(4) 連絡先

3 取扱補装具の種目

4 有効期間

年 月 日 ～ 年 月 日まで

様式第4（第3条関係）

年 月 日

様

半田市長

印

補装具業者登録却下通知書

年 月 日付けで届出があった、半田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第2条の規定に基づく登録については、下記の理由により却下いたしましたので通知します。

記

1 理由

様式第5（第5条関係）

補装具業者登録変更届出書

年 月 日

半 田 市 長 様

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、登録内容の変更があったので、半田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第5条の規定に基づき届け出ます。

届出事項（該当する事項の番号を○で囲む）

1 事業者に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名

2 事業所に関する変更

(1) 所在地 (2) 名称 (3) 代表者氏名 (4) 連絡先 (5) 取扱補装具の種目

事項	変更前	変更後	変更日	備考

様式第6（第5条関係）

補装具業者事業廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

半 田 市 長 様

所 在 地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり、登録の廃止（休止・再開）をしたいので、半田市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱第5条の規定に基づき届出ます。

記

理 由

支給番号第 号

代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状

半 田 市 長 様

年 月 日付で支給決定を受けた下記の補装具の引渡しを受け、次のとおり利用者負担額を支払いましたので、補装具費の支払いを請求します。なお、その受領の権限を下記の事業者に委任します。

対 象 者 氏 名	
補装具の名称（購入・修理）	
補装具価格（基準額） ※差額自己負担等、補装具費の対象とならないものは除く。	円
利 用 者 負 担 額	円
補 装 具 費 請 求 額	円

年 月 日

請求者兼委任者 住 所 _____
 (障がい者本人又は 氏 名 _____
 障がい児の保護者) _____

上記の受領の権限を受任しました。なお、支払いについては、登録の口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者 住 所 _____
 (事業者) 名 称 _____
 代表者氏名 _____